

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年1月30日(2014.1.30)

【公開番号】特開2011-225521(P2011-225521A)

【公開日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2011-045

【出願番号】特願2011-9456(P2011-9456)

【国際特許分類】

A 01 N	25/08	(2006.01)
B 01 J	35/10	(2006.01)
B 01 J	35/02	(2006.01)
C 01 B	31/10	(2006.01)
B 01 J	23/745	(2006.01)
B 01 J	20/26	(2006.01)
C 02 F	1/28	(2006.01)
C 02 F	1/30	(2006.01)
C 02 F	1/32	(2006.01)
C 02 F	1/72	(2006.01)
A 61 Q	15/00	(2006.01)
A 61 K	8/19	(2006.01)
A 61 K	8/29	(2006.01)
A 61 K	8/97	(2006.01)
A 01 N	59/16	(2006.01)
A 01 P	3/00	(2006.01)

【F I】

A 01 N	25/08	
B 01 J	35/10	
B 01 J	35/02	J
C 01 B	31/10	
B 01 J	23/74	3 0 1 M
B 01 J	20/26	E
C 02 F	1/28	B
C 02 F	1/28	C
C 02 F	1/28	J
C 02 F	1/30	
C 02 F	1/32	
C 02 F	1/72	1 0 1
A 61 Q	15/00	
A 61 K	8/19	
A 61 K	8/29	
A 61 K	8/97	
A 01 N	59/16	A
A 01 P	3/00	

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月5日(2013.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- (A) 多孔質炭素材料、及び、
- (B) 該多孔質炭素材料に付着した銀部材、

から成り、

窒素BET法による比表面積の値が10m²/グラム以上、BJH法及びMP法による細孔の容積が0.1cm³/グラム以上である殺菌剤。

【請求項2】

銀部材は、銀イオンを含むイオン、銀、銀合金若しくは銀イオンを含む粒子、又は、銀、銀合金若しくは銀イオンを含む薄膜から成る請求項1に記載の殺菌剤。

【請求項3】

- (A) 多孔質炭素材料、及び、
- (B) 該多孔質炭素材料に付着した光触媒材料、

から成り、

窒素BET法による比表面積の値が10m²/グラム以上、BJH法及びMP法による細孔の容積が0.1cm³/グラム以上であり、

光触媒材料は、カチオンあるいはアニオンがドーピングされた酸化チタンから成る光触媒複合材料。

【請求項4】

光触媒材料は、波長200nm乃至600nmの光のエネルギーを吸収する請求項3に記載の光触媒複合材料。

【請求項5】

- (A) 多孔質炭素材料、及び、
- (B) 該多孔質炭素材料に付着した有機材料、

から成り、

窒素BET法による比表面積の値が10m²/グラム以上、BJH法及びMP法による細孔の容積が0.1cm³/グラム以上であり、

有機材料は金属を吸着する吸着剤。

【請求項6】

有機材料は、フェノール基、カルボキシル基、アミノ基、チオール基、ケトン基、リン酸基、アルキル基、エーテル基及びチオニル基から成る群から選択された少なくとも1種類の基を有する有機材料である請求項5に記載の吸着剤。

【請求項7】

金属は、クロム、水銀、ヒ素、鉛、カドミウム、スズ、銅、亜鉛、リチウム、ベリリウム、ホウ素、チタン、バナジウム、マンガン、コバルト、ニッケル、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ストロンチウム、ジルコニウム、ニオブ、モリブデン、パラジウム、インジウム、アンチモン、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、タンタル、タンゲステン、レニウム、白金、タリウム、ビスマス、スカンジウム、イットリウム、ランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジム、プロメチウム、サマリウム、ユーロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、又は、ルテチウムである請求項5又は請求項6に記載の吸着剤。

【請求項8】

- (A) 多孔質炭素材料、及び、
- (B) 該多孔質炭素材料に付着した有機材料、

から成り、

窒素BET法による比表面積の値が10m²/グラム以上、BJH法及びMP法による細孔の容積が0.1cm³/グラム以上であり、

有機材料は金属を吸着する浄化剤。

【請求項 9】

有機材料は、フェノール基、カルボキシル基、アミノ基、チオール基、ケトン基及びリン酸基から成る群から選択された少なくとも1種類の基を有する有機材料である請求項8に記載の浄化剤。

【請求項 10】

金属は、クロム、水銀、ヒ素、鉛、カドミウム、スズ、銅、亜鉛、リチウム、ベリリウム、ホウ素、チタン、バナジウム、マンガン、コバルト、ニッケル、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ストロンチウム、ジルコニウム、ニオブ、モリブデン、パラジウム、インジウム、アンチモン、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、タンタル、タンゲステン、レニウム、白金、タリウム、ビスマス、スカンジウム、イットリウム、ランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジム、プロメチウム、サマリウム、ユーロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、又は、ルテチウムである請求項8又は請求項9に記載の浄化剤。